

法人等の市民税に係る更正請求書

令和 年 月 日

(宛先) 富 士 市 長

所 在 地

法 人 名

代 表 者 氏 名

地方税法第20条の9の3第1項第2項の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。

更正の請求の事業年度		平成・令和 年 月 日から 平成・令和 年 月 日まで	更正の請求をする理由及び請求するに至った事情の詳細、その他参考事項	
更正の請求の対象となる申告書の種類		申告書		
法定納期限		平成・令和 年 月 日		
地方税法第20条の9の3第2項の更正の請求の場合	第1号の判決等の確定した日	平成・令和 年 月 日	地方税法第321条の8の2(更正の請求の特例)の場合	国の税務官署の更正決定通知日
	第2号の更正決定等のあった日	平成・令和 年 月 日		平成・令和 年 月 日
	第3号の政令で定める理由の生じた日	平成・令和 年 月 日		
		更正の請求前	更正の請求後	
課税標準等	総 額		円	円
	分割法人	富 士 市 分	円	円
		分割の基準($\frac{\text{富士市内従業者数}}{\text{全従業者数}}$)	人	人
法人税割額		円	円	
均等割額		円	円	
合 計 額		円	円	
還付請求税額		円		
還付を受けようとする金融機関 預金種別 口座番号		銀行 支店 預金 口座番号		

- 注： 1. 地方税法第321条の8の2（更正の請求の特例）の規定による更正の請求をする場合には、**法人税の更正決定通知書写**を添付してください。
2. その他の更正の請求をする場合には、**課税標準等又は税額等が過大であった事実を証する書類写**を添付してください。

この請求書は、富士市ウェブサイト トップページ右上[検索&MENU] → ○ページIDから探す「448」を入力 → 法人市民税関係提出書類 からダウンロードできます。

関与税理士 氏名・連絡先
【 電話()】